

令和5年12月22日

6学年保護者各位

豊見城市立とよみ小学校
学校長 赤嶺 智郎
<公印省略>

子供たちの携帯電話・スマートフォンの使い方について（緊急）

日頃より、本校の教育活動にご協力いただき感謝申し上げます。
さて、見出しの件ですが、最近、子供たちの間でSNSなどを使ったトラブルが起きています。
また、ラインで連絡を取り合う中で、時間や内容など、使い方で気になることもあります。
そこで、ご家庭の方で今一度、子供たちの携帯やスマートフォンの使い方や管理方法をしっかりと話し合い、健全に活用できるようお願い致します。
スマートフォンやネットの魅力は、小学生ではコントロール難しいです。ぜひ、保護者の方での管理をお願い致します。

記

1, 問題の概要

○SNSトラブルについて

12月中頃から、下級生名の偽アカウントで、インスタグラムのダイレクトメッセージにて、3名の6年生に嫌がらせの文や、卑猥な画像・ボイスメッセージなどを送信。児童からの報告で、担任が内容を確認し、記録を取りました。

12月20日(水)に6年生全体を集め、トラブル内容を説明し「絶対に許されないこと」として指導を行いました。同時に、被害児童には、書かれた内容で落ち込んだり、逆に仕返し等暴力的な行為になったりしないように話しています。

<学校としての対応>

- ・学年全体で指導、学校全体で共有
- ・教育委員会へトラブルを報告するとともに、市のスクールロイヤー(弁護士)へ対応を相談
- ・スクールロイヤーからの助言を受け、関係機関と連携
- ・6学年保護者への報告とスマートフォンの使い方などのお願い

○ラインについて

子供たちから、グループやクラス、またクラスを超えた同級生のライングループがあることを聞いています。その中で、すごく多くの件数があることや、遅い時間にも連絡が来るなどの情報があります。

2, 保護者へのお願い

○お子様と携帯やスマホの使い方を話しあい、ルールや家族の約束を決めて欲しい

<利用する時間、使って良いアプリ、夜間は保護者が預かる、破ったときの禁止など>

○お子様の携帯やスマホの利用状況を定期的に確認して欲しい

○フィルタリングサービスを利用する

※詳しくは、裏面「子どもたちがネットトラブルに巻き込まれないために」参照下さい

※恐れ入りますが、確実に保護者に届いたか確認のため、下記の確認証をご提出下さい

切り取り線

6年（ ）組 児童氏名（ ） 保護者氏名（ ）

「子供たちの携帯・スマートフォンの使い方」の手紙を確認しました

※この確認証を担任まで提出お願い致します

子供たちがネットトラブルにまきこまれないために（沖縄県教育委員会より抜粋）

家庭でのポイント

POINT 1：持たせる前に家庭でルールを決めましょう。持ったあともルールの再確認をしましょう。

① ルール作りのポイント（決めたルールは目につく場所に貼っておきましょう！）

- ア お子様と一緒にルールを作りましょう。お子様が理解することが大切です。
 - イ お子様がお使いしているサービスと一緒に見ましょう。一緒に見ることで、懸念されるリスクについてチェックすることができます。
 - ウ お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。折にふれ、お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合しましょう。
 - エ ルールを守れなかったときのルールを作りましょう。一時利用禁止など事前に決めておくことで、ルールを守る責任感が生まれます。
- オ トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。

② 家庭のルールの具体例 ※お子様と一緒に作りましょう。

- ア 困ったときはすぐに相談する。
- イ 利用する時間帯を決める。
- ウ 利用する場所を決める。
- エ 暗証番号は保護者が管理する。
- オ サイトに登録する場合は事前に相談する。
- カ お金がかかる場合は事前に相談する。
- キ 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ク 月に一度、利用状況を保護者と確認する。
- ケ 他人を中傷、侮辱する投稿をしない。
- コ ネット上で知り合った人と気軽に会わない。
- サ 勝手にアプリをインストールしない。
- シ ルールを破ったら、一時利用を禁止する。

POINT 2 フィルタリングを設定しましょう。

- ア 保護者は、青少年のインターネットの利用を適切に管理しましょう。
- イ 保護者は、フィルタリングサービスをしない場合は、理由を記載した書面提出の必要があります。

① フィルタリングのポイント

- ア 保護者は、18歳未満の青少年が利用する携帯電話を購入する場合は、携帯電話会社に青少年が利用する旨を伝えましょう。（青少年インターネット環境整備法第17条2項）
- イ スマートフォン等でインターネットを利用する場合は、従来の携帯電話の回線だけではなく、無線LAN回線のフィルタリングも設定しましょう。
- ウ 青少年には不適切なアプリも存在します。アプリのインストール制限又は各種アプリの起動を制限する「アプリフィルタリング」を活用し、子どもの成長段階に応じた利用環境を作りましょう。
- エ フィルタリングには、許可したサイトのみ閲覧可能なホワイトリスト方式、不適切なサイトを遮断するブラックリスト方式、個別サイト毎の接続制限や利用の時間指定等を行うなど色々な種類があります。販売店でよく尋ねるなどして、お子様に最も合うものを選びましょう。

POINT 3:持たせた後も、情報リテラシー（心のフィルタリング）の向上を図りましょう。

① 家庭でもネット社会のマナーについて話し合いましょう

- ア モノレールやバスなどの公共交通機関や図書館や美術館といった公共の場所では、電源をきる又はマナーモードにするなどして、他人の迷惑にならないよう配慮が必要であることを教えましょう。
- イ ネット上にいったん掲載された情報はどこかへ保存され、完全に消し去ることは困難になるばかりか、いじめや事件の加害者となりうる場合があります。情報を扱うときの危険性を十分に認識させ、不用意な発言（書き込み）をしないように教えましょう。
- ウ 歩きスマホの事故等は社会問題となっています。危険性について親子で話し合しましょう。